

4木教学第 2462 号

令和4年 12 月 5 日

市立学校長・園長 様

木津川市教育委員会

教育長 森永 重治

新型コロナウイルス感染症に係る学校教育活動の制限の変更について(通知)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更に伴い、令和4年8月 24 日付け4木教第 1762 号「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症に係る対応について」で通知のことについて、今後は下記のとおり変更することとします。

市内における新型コロナウイルス感染症の陽性者は増加傾向にあります。

については、引き続き、適切な感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行ってください。

記

2 感染防止対策の更なる徹底

(1) 児童生徒への指導及び家庭への協力依頼

オ 食事等の飲食の場面

児童生徒(教職員)が給食等の食事をとる際には、食事の前後の手洗いを繰り返し徹底すること。

ただし、学校の感染状況を踏まえつつ、給食の時間において、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、児童生徒等の間で会話を行うことは可能とする。